



弁護士のつぶやき

災害発生時に起こりうる法律問題や弁護士の役割

1 はじめまして。津で弁護士をしております下井良基と申します。私は、現在、三重弁護士会(三重弁護士会協同組合青年部会を包含している団体になります。)で災害対策委員会の委員長を務めておるのですが、今回の「つぶやき」としましては、災害発生時に起こりうる法律問題や弁護士の役割等を紹介して参りたいと思います。

2 災害発生時には、種々の法的なトラブルや悩み事が発生します。例えば、津波により隣家との境界が分からなくなってしまったといった相隣問題、台風により瓦が飛んできて自宅の壁が破損したといった場合の損害賠償問題、地震により屋根や壁が破損したのに家主が修理してくれない、逆に、建物が損傷したので借主から家賃の減額を請求されているといった賃貸借問題などが発生することが考えられます。また、家屋が倒壊した、仕事ができなくなり収入が得られなくなったといった場合には、生活再建のため、家屋補修にかかる支援制度、債務整理、保険、生活保護等の福祉制度などについて検討し活用すべきこととなります。

3 このような場合に、法律ないし諸制度の知識、理解、そして応用が必要となりますが、法律の専門家である弁護士は、法的な助言をしたり、代理人になって示談交渉や裁判をしたりして、お困りになった被災者の方のお力になることができます。特に、災害発生時には、行政・地方自治体(県、市町村)とも連携して、各地(被災地域)の市町村役場、公民館等の施設をお借りし、そこに相談ブースを設営するなどして、現地に足を運んだ上で、法律相談を行うことになると考えられます。被災直後には、慌ただしく余裕がない状況になるかもしれませんが、そうであるからこそ、是非、こうした場を活用して、弁護士のサポートを受けていただければと思います。(なお、以下は、私の検討となりますが、種々の問題につきワンストップで助言ができるよう、弁護士としては、行政との連携のほか、司法書士、行政書士、税理士、公認会計士、社会保険労務士等の他(多)士業で連携して、合同相談会が開催できるよう体制整備できればと考えております。また、こ

うした現地相談会については、各地に飛び回ることができるとして、我々三重弁護士協同組合青年部会の者が活躍することになるかと思います。)

4 気象庁において、30年以内に70～80%の確率で南海トラフ地震の発生が予想されており、その場合には三重県全域で震度6強の地震が起きることが予想されています。また、最近では、北陸地方での豪雨災害(令和4年)、静岡での土石流災害(令和3年)など、三重県から比較的近い地域で、相当規模の災害が発生しております。このような状況からすれば、いつ自分が被災してもおかしくないという意識をもって、日々備えをしておくことが大事であると思います。(例えば、非常食、飲料水、懐中電灯、毛布、寝袋等の備蓄品を自宅や事務所に用意しておく、本棚を固定するなど大型の家具には転倒防止措置をとるといった手近なところから、対策を講じることが考えられます。その他、企業ないし事業者としての対策としましては、BCP[Business Continuity Plan](事業継続計画)といいますが、災害時に事業の継続が図られるようにするため、事前に計画を練っておくことも肝要です。)

5 被災した場合、行政の支援を受けることのほか、例えば、怪我をした場合には医療専門家の支援を受けること等が考えられようかと思いますが、加えて、上記のように法的な問題に対して弁護士のサポートを受けることを検討いただければと思います。被災時には、被災者は、精神的にも身体的にも経済的にも打撃を受け、疲労困憊の状態になっているものと考えられますが、そのような中で発生したトラブルについては、弁護士として、いち早く不安を取り除き、適切な問題解決を実現すべく努めて参る所存です。我々、三重弁護士協同組合青年部会の弁護士にあっては、来たる災害に備え日々研鑽を重ね、有事には皆様の生活再建のためお力になりたい、そして、被災地域の復興のため貢献して参りたいと考えております。

各種講演及びセミナー講師の派遣など承ります。三重弁護士協同組合 青年部会 TEL:059-228-8898